当院の施設基準等についての掲示

当院は、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合している旨を関東信越厚生局に届出を行っています。

・小児運動器疾患指導管理料

・運動器リハビリテーション料Ⅱ

・外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ

【ベースアップ評価料について】

当院では、質の高い医療を持続的に提供するため、医療従事者の処遇改善（賃上げ）に積極的に取り組んでおります。 これに伴い、令和６年６月１日より、診療報酬改定に基づき以下の加算を算定しております。スタッフが安心して働ける環境を整えることで、患者様へより良い医療を提供できるよう努めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【物価対応料について】

当院では、2026年６月１日からの診療報酬改定に伴い、初診料・再診料などに「物価対応料」を加算させていただきます。

物価対応料は、近年の物価高騰（医療材料費・光熱水費など）に対応するために新設された制度で、全国すべての医療機関が算定対象となる共通の加算です。

【電子的診療情報連携体制整備加算の取り組みについて】

当院では、医療DX推進による質の高い医療の提供を目指し、以下の体制を整備・運用しております。

1. オンライン資格確認および医療情報の活用について

マイナ保険証の利用促進： オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証（マイナンバーカード）の利用を推進しております。

診療情報の閲覧・活用： 受診された患者様に対し、同意を得た上で受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスの導入： 電子処方箋の発行体制および電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を順次整備・運用してまいります。

2. 明細書の発行について

当院では、医療の透明化および患者様への情報提供を推進する観点から、領収証の発行時に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で交付しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称などが記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【一般名処方加算について】

当院では、医薬品の供給状況等を踏まえ、一般名処方を行う場合があります。一般名処方とは、医薬品の銘柄名ではなく、有効成分の名称で処方することです。

これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、同じ有効成分を含む医薬品を選択できる場合があります。

また、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）について、医療上の必要性が認められず、患者さんの希望により処方する場合には、選定療養として特別の料金が発生することがあります。

ご不明な点がございましたら、医師またはスタッフにお尋ねください。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

田辺整形外科